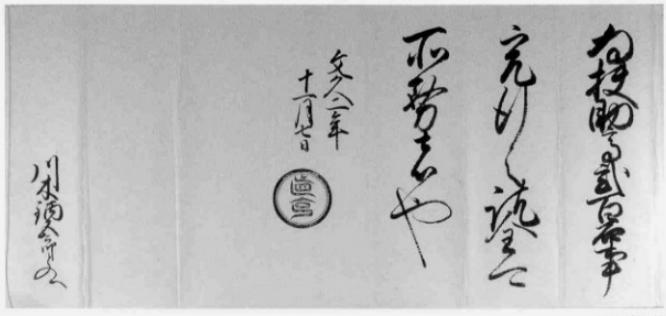


# 武士のくらし



川木鈴五郎



知行充行状

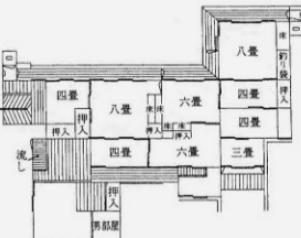
文久二年  
十一月七日  
川木鈴五郎とのへ  
黒印  
所務者也  
充行之訖全可  
為扶助萬二百石事

左の黒印状は知行 充行 状といい、藩主が臣家に領地を与える時に渡した文書で、この文書は旧前橋藩士川木家に伝わるもので。文書には、藩主松平直基の黒印が押されています。川木家は、初め会津藩主加藤嘉明に仕え、改易後正保2年（1645）出羽山形藩主松平直基に知行150石で仕えました。以後50石を加増され代々200石でした。六代目左門、七代鈴五郎（右写真）と代々知行200石、物頭、組目付、大目付、諸土物頭と番方（軍事に関わる役職）の役職にあった家柄でした。鈴五郎の代に幕末を迎きました。

江戸時代ほとんどの藩では、臣家に実際に領地を与える、俸禄制度（米を直接支給する制度）がとられていたので、川木家は200石の知行でしたが、藩の年貢率に合わせて石高の3割から4割程の収入があったことになります。さらに、大名家の財政逼迫により、藩士給与の借り上げ（借知、借米）が行われており、松平家でも「操作」とよばれる借り上げが行われていました。

一般的に城下町の武士の屋敷は、身分の上・中位の者は主として城内や曲輪内にあり、屋敷地は藩から割り当てられ、身分に応じて広狭の差がありました。前橋藩士寒河江家は、川木家と同じ知行200石の中級の藩士でした。

（参考資料）「群馬県史」通史編4 91~102頁  
「群馬県史」通史編6 110~135頁  
「前橋市史」第2巻 651~692頁



前橋藩士寒河江家の屋敷

（富士見村 寒河江まさき家文書より作成）  
（『群馬県史』通史編6より）